

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月5日

分任支出負担行為担当官

大阪空港事務所長 真面 昭一

1. 工事内容

- (1) 工事名 八尾空港ケーブル布設その他工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 大阪府八尾市空港2丁目12（八尾空港内）
- (3) 工事内容等 入札公告：別紙のとおり
- (4) 工 期 契約締結日の翌平日から 令和8年11月30日
- (5) 本工事は、証明書等の提出、入札を政府電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
- (8) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である（詳細は仕様書による。）。)
- (9) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札時までに令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「電気通信工事業」及び「電気工事業」のA又はB等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第15

4号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し(3)の再認定を受けている者を除く。

- (5) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 入札に参加しようとする者(共同企業体にあつてはその構成員。)の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官大阪空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること(詳細については入札公告:別紙を参照。)

- (9) 入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札手続き等

- (1) 担当部局

〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町3-371

国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 会計課

電話番号:06(6843)1036

メール: cab-rjoo-kaikeika@ki.mlit.go.jp

- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

令和8年8月20日 17時00分まで

- 1) 電子調達システムにより交付する。
- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。

(4) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和8年8月20日 17時00分まで

提出場所 3. (1) 担当部局と同じ

提出方法 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。
ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。

(5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時

電子調達システムによる場合

令和8年9月8日 17時00分まで

郵送等による場合

令和8年9月8日 17時00分まで

持参による場合

令和8年9月9日 14時00分まで

提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに上記担当部局あて郵送又は下記開札場所へ持参すること。なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

開札日時及び場所

令和8年9月9日 14時00分

大阪空港事務所 7階 入札室

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(5) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

(7) 手続における交渉の有無：無

(8) 契約書作成の要否：要

(9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に於いて、2.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(11) 契約後V E の提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(12) その他の詳細

詳細は入札説明書による。

〔入札公告：別紙〕

件名 八尾空港ケーブル布設その他工事

発注概要：

本工事は、八尾空港エプロン拡張工事（近畿地方整備局発注工事）に伴い、ケーブルの布設及び撤去を行うものである。

概算数量

・ 低圧ケーブル布設	600V EM-CE3c-60sq	約141m（官給）
・ 低圧ケーブル布設	600V EM-CET-100sq	約141m（官給）
・ 光ケーブル布設	EM-SM8c	約282m（官給）
・ 低圧ケーブル撤去	600V EM-CE3c-60sq	約80m
・ 低圧ケーブル撤去	600VEM-CE1c-100sq	約240m
・ 光ケーブル撤去	EM-SM8c	約80m

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官 大阪空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

(1) 次に掲げる施工実績があること。

なお、工事実績が平成23年4月1日以降に完成し、国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局が発注した工事の場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除くこと（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る）。

同種工事

供用中の国管理空港、会社管理空港、地方管理空港、共用空港、その他空港における低圧ケーブル及び光ケーブルの布設工事。

類似工事

建設業法施工令第15条に該当する公共性の施設や工作物に係る低圧ケーブル及び光ケーブルの布設工事。

(2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は生じない。

- ・ 主任技術者は、1級電気通信工事施工管理技士、2級電気通信工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
- ・ 監理技術者は、1級電気通信施工管理技士、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ・ 平成23年度以降に、1. に掲げる工事の施工経験を有する者であること。

なお、工事実績が平成23年4月1日以降に完成し、国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局が発注した上記工事の施工実績の場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除くこと。

(3) 令和6年4月1日以降に完成し、工事成績評定点の通知を受けた工事のうち、大阪航空局及び管内空港事務所（国土交通省設置法第39条第1項に規定する地方航空局の事務所）が発注した「電気通信工事業」「電気工事業」に係る全ての工事成績評定点を合計し、一件あたりの平均が65点以上であること。

ただし、大阪航空局から受注した当該実績がない場合又は工事成績評定点の通知を受けていない場合はこの限りではない。